# 省　令

**○総務省令第百二十六号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百条第一項各号、同条第五項において準用する同法第十七条第三項において準用する同法第九条第一項並びに第百条第五項において準用する同法第二十八条、第三十条及び第三十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （通信設備）<br>**第四十四条**　法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。<br>［一・二　略］<br>２　前項第一号(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。<br>［一・二　略］<br>（通信設備以外の許可を要する設備）<br>**第四十五条**　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備は、高周波エネルギーを発生させ、又は用いるもの（以下「通信設備以外の設備」という。）であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（次に掲げるものを除く。）とする。<br>一　次に掲げる設備であつて、第四十六条の二第一項の規定により総務大臣が型式について指定したもの<br>(1)　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー<br>(2)　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械<br>(3)　無電極放電ランプ<br>(4)　一般用非接触電力伝送装置<br>(5)　電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池、モーター等に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道の線路から五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）<br>(6)　搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池、モーター等に対して給電できる非接触型の設備をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）<br>(7)　一般用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。以下この号及び第四十六条の二第一項第十五号において同じ。）の電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のあるもの（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） | （通信設備）<br>**第四十四条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>２　前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。<br>［一・二　同上］<br>（通信設備以外の許可を要する設備）<br>**第四十五条**　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。<br>一　医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。） |